

注 意 事 項（公務員）

申請にあたり、臨時特別給付金申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等が必要（所属庁による令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の受給証明を受けることが必要）ですので、必要事項を記載の上、所属庁に提出し、必ず所属庁の証明を受けてください。

【支給対象者について】

- 令和2年3月31日までに生まれたお子さんを対象に、令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したお子さん（いわゆる高校1年生のお子さん）は令和2年4月分の児童手当は支給されませんが、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、今回の特別給付金の支給対象者となります。
- 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童一人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
- 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得ますので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり1万円です。

【支給日について】

- 準備が整い次第、支給します。

【申請先について】

- 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村に申請してください。令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市区町村が申請先になります。

【申請方法等について】

- 所属庁から申請書の配布を受けた後、必要事項を記載の上、当該所属庁に記載済みの申請書を提出してください。なお、申請書は富加町ホームページからダウンロードができますので、記載要領を参考に入力して下さい。
- 所属庁は、申請者の令和2年4月分の児童手当の受給証明を行い、臨時特別給付金申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に必要な事項を記載等して、申請者に交付します。

- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、支店名欄に店番を記載し、預金種目・口座番号（7桁）（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 申請は直接、もしくは郵送にて受け付けます。

◆申請書の郵送先

〒501-3392 富加町滝田 1511 番地 富加町役場福祉保健課 宛

【申請期限について】

- 申請の期限は、令和2年10月30日（金）です。

【富加町役場福祉保健課からの問い合わせについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、富加町役場福祉保健課から電話で問い合わせを行うことがありますが、**ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。**もし、不審な電話がかかってきた場合は、富加町役場福祉保健課、又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合は、子育て世帯への臨時特別給付金は支給できません。
- 令和2年12月末日までに、申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、富加町が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、富加町役場福祉保健課へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

富加町役場 福祉保健課

〒501-3392 富加町滝田 1511 番地

TEL 0574-54-2183

FAX 0574-54-2461